別表十七(三の二)の記載要領第一号及び第二号を次のように改める。

2　「収入金額　⑶」の各欄は、租税特別措置法第66条の６第４項各号又は第68条の90第４項各号の剰余金の配当等の額の合計額、債券の利子の額の合計額、債券の償還差益の額の合計額、株式等の譲渡対価の額の合計額、債券の譲渡対価の額の合計額、特許権等の使用料の合計額及び船舶若しくは航空機の貸付けによる対価の額の合計額をそれぞれ記載すること。

3　「⑷の①」から「⑷の⑤」までの各欄は、「収入金額　⑶」の金額から租税特別措置法第66条の６第１項に規定する特定外国子会社等（同法第68条の90第１項に規定する特定外国子会社等を含む。次号及び第５号において「特定外国子会社等」という。）が行う事業（同法第66条の６第３項に規定する特定事業を除く。）の性質上重要で欠くことのできない業務から生じた金額を除いた金額を記載すること。

別表十七(三の二)の記載要領に次の四号を加える。

4　「⑼の①」及び「⑼の②」の各欄は、特定外国子会社等の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額を記載し、「⑼の③」の欄は、特定外国子会社等の債券（「⑷の③」の欄の金額に係るものに限る。以下この号において同じ。）の償還（買入消却を含む。以下この号及び次号において同じ。）の日を含む事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（当該償還の日を含む事業年度において取得をした債券がある場合には、当該総資産の帳簿価額に当該債券の当該償還の直前に会計帳簿に記載された金額を加算した金額）を記載すること。

5　「⑽の①」及び「⑽の②」の各欄は、特定外国子会社等が当該事業年度終了の時において有する株式等（「⑷の①」の欄の金額に係るものに限る。）及び債券（「⑷の②」の欄の金額に係るものに限る。）の当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額を記載し、「⑽の③」の欄は、特定外国子会社等が償還の直前において有する債券（「⑷の③」の欄の金額に係るものに限る。）の当該直前に会計帳簿に記載された金額の合計額を記載すること。

6　「税引前当期利益の額　⒂」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の17の２第21項又は第39条の117の２第20項（各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額）に規定する所得の金額を記載すること。

7　租税特別措置法第66条の９の２第１項（特定外国法人の課税対象金額等の益金算入）に規定する特殊関係株主等である内国法人に係る同項に規定する特定外国法人が同条第３項の規定により同条第１項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合又は同法第68条の93の２第１項（特定外国法人の個別課税対象金額等の益金算入）に規定する特殊関係株主等である連結法人に係る同項に規定する特定外国法人が同条第３項の規定により同条第１項の規定の適用を受けない同項に規定する適用対象金額を有する場合には、この表に所要の調整をして記載すること。

別表十七(三の二)の表中

適用対象金額（別表十七(三)「32」）
子会社から受ける配当等の額（別表十七(三)「23」）

を

適用対象金額（別表十七(三)「33」）
子会社から受ける配当等の額（別表十七(三)「24」）

に、

控除対象配当等の額（別表十七(三)「24」）
課税対象金額又は個別課税対象金額（別表十七(三)「33」）
部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額（別表十七(三の二)「20」）

を

控除
課税対象
部分課税対（